

事務連絡
平成 29 年 3 月 31 日

保険者協議会中央連絡会事務局
国民健康保険中央会 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
データヘルス・医療費適正化対策推進室

特定健診等データの保険者間の情報照会・提供等の様式について

特定健診又は特定保健指導の記録の写し（以下「特定健診等データ」という。）を保険者間で情報照会・提供する際に用いる様式について、「保険者による健診・保健指導等に関する検討会（第 28 回）」（平成 29 年 3 月 30 日）において、別添 1 のとおり、了承されましたので、各保険者協議会で活用いただくよう、お願い申し上げます。

別添 1 の様式に各保険者協議会の都道府県名を入れれば使えるようにしていますので、各保険者協議会で都道府県名を入れて整備ください。なお、既に別の様式を使っている場合など、保険者協議会の判断により、別添 1 の様式以外のものを用いても差し支えありません。

特定健診・保健指導は、糖尿病等の発症・重症化を予防し、医療費を適正化するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者が共通に取り組む法定義務の保健事業です。このため、加入する保険者が変わっても適切に実施できるよう、同法及び関係省令の規定により、保険者は、加入者の移動後の保険者から、当該加入者の移動前の特定健診等データの提供を求められた場合、当該加入者本人の同意を取得した上で、その特定健診等データを提供しなければならないとされています。

各保険者協議会でこの運用に必要な手順等を整備できるよう、「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」のもと「保険者間の特定健診等データの移動に係る当面の対応について」（平成 28 年 3 月 31 日実務担当者による特定健診・保健指導等に関するワーキンググループのとりまとめ）をとりまとめ、平成 28 年 6 月に情報提供しましたが、別添 1 の様式は、これに都道府県名を入れて保険者協議会で整備すれば、必要な手順等の整備に足りるようにしているものです。

なお、日本健康会議の宣言 3 「保険者協議会すべてが地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する」の要件の一つに「市町村国保及び被用者保険との間でデータ移動を行う場合の一定のルールづくりを行っている」としていますので、平成 29 年度も近々、各保険者協議会に調査を行う予定です。別添 1 の様式によりルールの整備は可能ですので（さらに追加の手順等が必要であれば、各保険者協議会で整備ください）、この調査への回答に支障はないと考えております。よろしくお願い申し上げます。

担 当：厚生労働省保険局医療介護連携政策課
データヘルス・医療費適正化対策推進室
電 話：03-5253-1111（内線 3161） 野中、平川、鈴木
E-mail：tekiseika01@mh1w.go.jp